

## 新潟市自治基本条例検討委員会 第3回会議 会議録

### 【開催概要】

日 時： 平成24年8月10日（金） 10：00～12：00

会 場： 新潟市役所本館6階 第1委員会室

出席者： 新潟市自治基本条例検討委員会 委員

岩橋委員、栗山委員、郷委員、坂上委員、馬場委員、原委員、  
樋口委員、若井委員、若林委員

事務局

井崎政策調整課長、小松広聴相談課長、佐野行政経営課長  
政策調整課員

傍聴者： 2人

### 【会議内容】

#### 1. 開会

#### 2. 議事

##### (1) 議事にかかる調査について

(原委員長)

委員の皆さん、今日もひとつよろしくお願ひいたします。

冒頭に、本日の委員会の傍聴につきまして許可いたします。それから、後でマスコミ関係者が来られるかもしれませんが、その方々の写真撮影、録音の許可をいたしますので、委員の方々、その辺も改めてご承知おきいただきたいと思ひます。

前回の会議で、いわゆるパブリックコメントの部分、正式には「新潟市市民意見提出条例」というものでありますけれども、そこまで話が至りませんでしたので、今日はそのところから最初にやっけていきまして、皆様方からご意見をちょうだいしたいと思っております。その後、第3章に入ってまいります。

それから、前回、岩橋委員から、第3章の第1節、第2節に関連してご発言をしたいということございましたけれども、一応、ここは先回やった部分でありますので、第3章が全部終わってから、岩橋委員に発言していただきたいと思ひますので、その点につきましてもご了解いただきたいと思ひます。

それでは、(資料3) 個別票の3-10、お手元でご確認いただきたいので

すが、それにつきまして、特に議論を深めたいというご意見もありますので、ご発言がありましたら、最初によろしくお願いいたします。

(岩橋委員)

パブリックコメントの現状を見ますと、自治基本条例を制定した後も先もそんなに変わらないと。ただ、傾向としましては、ごみの問題とか、生活に直結したようなものについては100前後の投稿があるわけですが、専門的なものについてはゼロというものもかなりあったのです。または、1桁というものもかなりあるということで、周知徹底を図る必要があるというようなことを(所管部署も)問題点として認識されているようでございますが、実は、私はパブリックコメントを可能な限り出しております。その経験から、パブリックコメントの投稿者に対してのフィードバックが全くないのです。結果はホームページで見てくださいと。非常に、市民の意見を扱うことについて冷たいといえますか、どんどん市民の意見を出してくださいというようにチャンスを与えているにもかかわらず、それに対して、本当に吸い上げようとする仕組みがないというようなことでございます。

今から4年前、自治基本条例ができた1年後に、日経グローバルで「行政改革進捗度」ということで、全国で八百数十の自治体の中で、確か4位にランクされて、すごいなど。そのときには市長も鼻高々にしておられました。そのときに、実は、日経グローバルから、「市民の立場としてどうですか」というような取材があったのです。そのときに、仕組みはできたけれども、問題は行政の運用の仕方。それから、市民の参加の仕方。これがないと絵に描いた餅になるでしょうね、というようなコメントを出したことがあるのです。実は、そのとおりになっているのではないかと思います。

(資料3・個別票の中の)課題・問題点等として、市としても認識しているようでございますが、2、3、提言をしておきたいと思います。1つ目は、パブリックコメントの提出期間は1か月以上となっているのです。それもほとんど(の案件の募集期間)が1か月なのです。例えば、1日に告知したら、翌月の1日までと。市民が、かなり専門的なことについてパブリックコメントで意見を述べようとする、1か月はなかなか荷が重いのではないかと。ですから、場合によっては、60日(とする場合)もあっていいのではないかと思います。

もう1つは、投稿者に対してフィードバックが全くないのです。実は、日経グローバルの調査を見ますと、「投稿者にそれなりの回答をしています」とい

う自治体が六十数%あるのです。新潟市の場合は全くないのです。投稿者に対して、こういう検討をされて、これは取り上げることができましたとか、これは取り上げることができませんでした、というような、フィードバックがかなりある自治体もあります。新潟市はありません。

それから、投稿したパブリックコメントの意見を、どのような場面で誰が検討しているかが全く市民に見えないのです。投稿しっぱなしで、しかもフィードバックはホームページですから。投稿された意見を公の場で議論していただく仕組みを作っていただいたらどうか。場合によっては、投稿者に意見を求める機会もあってもいいのではないかと。このようなことを提案したいと思います。

要するに、市民が勇気を持って意見を述べたことに対して、やはり大切に扱っていただきたい。自治基本条例の理念はその辺にあるのではないかと思いますので、意見と提言と、併せて述べさせていただきます。

(原委員長)

ありがとうございました。大変貴重な意見をいただいたと思います。3つの意見だと思います。

1つは、パブリックコメントを寄せた人への回答を、今はしていないけれども、これは事務局でする用意があるのかなのか、その辺の状況ですね。それから、これは恐らくははじめから載せたほうがいいと思うのですけれども、お寄せいただいた意見が、そういう委員会での審議の過程で皆さんからやってもらいますということを書いた上で、意見を取るということがいいだろうと思いますけれども、その辺はどうかということ。もう1つは、パブリックコメントの期間をもう少し長くできないかというご意見がありました。技術的に難しいのかどうか私は分からないので、一応、その3点、事務局で回答ができるようであればしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

広聴相談課ですが、私から少しお答えさせていただきたいと思います。

まず、期間です。一応、30日以上ということで、市民意見提出条例の中で決めてあります。おっしゃるとおり、(資料3・個別票の中の意見募集期間の平均)日数を見ますと30.7日ということで、事務的な部分もあるでしょうから30日にしておりますが、この件につきましては30日以上という規定がありますので。ただ、(意見募集期間は)60日がいいのか悪いのかというのは別といたしまして、パブリックコメントを行うものによってはということも

ありますので、これは個々の中で判断していればいいのかと考えています。

また、フィードバックがないと。意見を寄せられた方たちに個別の回答といえますか、個別の取り扱いはこうしましたということは、現状ですと、確かに（意見数が）ゼロというケースもありますが、多数寄せられるケースもございます。条例の中でも「公表する」というような言い方をしています。それで、個別に回答を、現在はしていないという状況にあるのですが、この部分については、パブリックコメントの大小、意見の大小がありますので、個別に回答する、しないというのは、課題として考えてとらえていきたいなどは思っております。ただ、本当に700件、800件来るようなケースがありますので、パブリックコメントでやっていく中での課題ということで、認識させていただきたいと思っています。

あとは公開の議論の場を（ということですが）、普通、計画を作るときには何々委員会ですとか、そういうところで議論された中で、素案をパブリックコメントということで意見を聴取するわけなのですが、その辺のご案内については、私は可能ではないかと考えております。これは広報によって可能になるのではないかとこのように思っておりますので、この辺もこれからの手法の中で考えていきたいと思っています。

（原委員長）

ありがとうございます。委員の方々に、今の岩橋委員のご意見、それから事務局としての回答、両方聞いていただきましたが、ご意見がありましたらご発言をいただきたいと思っております。

（岩橋委員）

その前に、日経グローバルで出しました、パブリックコメントに対する回答のデータがありますので、少し皆さんに公表しておきます。一切回答していないというのが4.5%、原則的に回答はしないけれども、内容によっては回答するというのが6%、原則的に回答はしないというのが27.6%、一番多いのが全意見に対して積極的に回答しますというのが61.9%ということで、他の自治体の調査をしますと、積極的に回答していますというのが61.9%となっておりますので、ぜひこの仕組みを工夫していただいて、実施に結びつけていただければいいかと思っております。

（原委員長）

ありがとうございます。ほかに委員の方でご発言ありませんか。

(樋口委員)

私も、パブリックコメントに関しては、自分でも出したことがあるので、出してもどこが変わったのか、終わった後に（自分で提出した案と）できた案と突きあわせないと分からないとか、回答がないものですから、非常に活かされた感がないし、参画感とか、達成感がないよねということは、私の周りがみんな言うことなのです。

まず、個別の返答がないということを、前回の会議でいただいた資料（資料3・個別票）をもう一回見てみたら、14ページ（指標等の項目1・実施案件数等の中）に「案の修正箇所」というところが載っているのですが、この総数の何パーセントに修正がされたのかなど。これはパブリックコメントだけではないかと思うのですが、一応参考ということで割ってみました。やってみたら、（だいたい）10%だったのですが、平成23年度だけ21%あったのです。これは一体何なのだろうと。私が一生懸命頑張って出したのが、平成22年度の「第2次新潟市男女共同参画行動計画」で、これは本当にせっつかれて、私も一生懸命がんばって出したのですが、平成23年度の21%が突出しているように思うのですが、今後、新潟市はこの方向でいくのかと。今まで（全体に対する案の修正箇所の割合は）4%、9%、2%、3%だったのですが、21%とあるので、この方向でいくのかなど、いいように取ったのですが、どうなのでしょうかと。

(原委員長)

その辺は、恐らく個別の問題が集計されて、そのようになっているのだろうから何とも言えないと思うのですが、ただ、今までどおりであると、（日経グローバルの調査で「パブリックコメントに対する回答を一切していない」とした）4.5%なのではないでしょうか。それだとまずいし、市民のせつかくの声を結果的に無視してしまうことになりかねないと思います。もちろんそれが反映したものだということばかりは言えないと思いますが、今の（資料3・個別票の）14ページを見ますと、提出者数とか提出意見総数などが、平成18年度と平成23年度を比べて大体3分の1くらいになっていることが見られますので、意欲が失われていることもないわけではないかもしれない。

ぜひこの辺は最終的に意見の中に入れてたいと思っていますが、個別の回答の方向については、いろいろと検討していただく必要があるかと思いますが、何らかの形でパブリックコメントを寄せた人に反応していただきたいと考

えておりますので、ひとつその辺でよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局も、何かこういふことならばやれるということがあれば、積極的に発言していただきたいと思ひます。

(事務局)

見られる方も限定されるかもしれませんが、現在、結果の公表ということで、ホームページの中でいただいたご意見を、1件ごとに、これはこのように修正します、これは修正しませんというような形で、ホームページですので限定される部分がありますが、公表はしてあります。

ただ、個別に対して、こうしましたというようなご案内はしていません。

(原委員長)

個別には全くしていませんか。

(事務局)

全くしていません。

(原委員長)

例えば、最低限「ご意見をありがとうございました。何月何日のホームページで市の回答が載っておりますのでご覧ください」くらいは、あつたほうがいかと思ひますけれども。

(栗山委員)

よくネットショッピングでものを買うと、「ありがとうございます」と機械的に返ってくるものがありますけれども、ああいう形でもいいので、「意見をちょうだいしました」ということと、「〇〇〇〇をご覧ください」というものがないと失礼かという気がしましたし、次から出しても反映されてないのではないかという気持ちは非常に多くあるのではないかと思ひます。

あと、きっと平成22年度は同じ意見がたくさんいくと変化率(修正率)が悪い。(または)意見は通つたのだけれども、同じ意見が多かつたのかもしれないと思つたり。

お金の面とかいろいろあるかもしれませんが、ぜひ市民を大切にするというところからも、何らかの返信をしていただけるとありがたいと思ひます。

(原委員長)

それも参画の一形態だと思ひますので、よろしくお願ひします。最終的な提案のところ反映させたいと思ひます。

では、大体(意見が)出たようでございますので、パブリックコメントにつ

きまして、申し上げたように、提案者に対して何らかの回答があるような形でやってくれという形で、市のほうに提案をしたいと思います。

それでは、続きまして、第3章第3節、条文でいいますと20条から24条ですけれども、そこに移らせていただきたいと思います。事務局から改めて概要等の説明をお願いします。

(事務局)

それでは改めまして、私から第3章の残りの部分を説明させていただきます。

はじめに資料3の20ページをお開きください。20ページ以降で第3章第3節すべてということで、終わりまでご説明させていただければと思います。

まず、はじめに、「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」ということでございます。これにつきましては、資料(3・個別票資料)に、コンプライアンス条例(新潟市における法令順守の推進等に関する条例)等の概要につきまして、ご説明しました資料を参考におつけさせていただいております。

この条例につきましては、コンプライアンスの理念の確立等を目指しまして、制定したものでございます。中身が3つに分かれておりまして、コンプライアンス委員会の倫理の確立のための委員会の整備など庁内体制を整備すること。今ひとつが、公益目的通報制度、内部通報の制度を確立すること。もうひとつが、不当要求行為等に関する体制を整備するという、三本柱になっております。

(資料3・個別票20ページ)記載の指標1でございますが、例えば、平成23年度で言いますと審査会を3回開催しております。開催につきましては、それぞれ会議の職員等から通報があったこと等につきまして審議をさせていただいておりますが、例えば、サービス残業について、法令で守られていない労働基準法等の労働関係法令で守られていないような事例につきまして、この審査会で審議をしているという状況でございます。

それから、(指標)2番目がコンプライアンスの相談の件数でございます。これも記載のとおりでございますが、その下、認知度につきましては、平成18年度から認知度の調査アンケートを職員に向けてしておりまして、99%が条例、あるいはその内容について知っていますということで、コンプライアンス意識というものが確立をしなければいけないということでもありますけれども、その第1歩となる中身について、認知度が上がってきているという状況でございます。

続きまして、21ページ、「新潟市行政手続条例」でございますが、これは、

行政手続法という国の法律と、新潟市の条例と、主に２本立てで動いております。新潟市の本条例が適用になるものについては、概要の中の下の表のところでございます。「市の事務における行政手続法・市行政手続条例の適用関係」というように整理してございます。県条例や市条例に基づく事務につきましては、本条例は適用になりますし、その他については国の定めた法律が適用になっているということでございます。

国の定めました行政手続法が適用される案件につきまして、平成２１年度で６８件の不服申立を承っております。ただ、本条例に基づいて、上がってきた不服申立件数はございません。これにつきまして、指標等（の欄）の①、②、例えば、市の条例はどのような案件が対象となっているのかということについて、簡単に記載してございます。市の事務であります国民健康保険条例に基づく葬祭費の支給に関して不服があると、この条例によって不服申立の審査がされるということではありますが、そういった案件は今までありませんということでございます。

それから、２２ページ、「新潟市個人情報保護条例」でございますが、これにつきましても、条例の本文を資料（３個別票資料）としてお配りしてございます。この条例につきましては、個人情報の適正な取り扱いを確保するために、市が保有する情報の開示や、あるいは訂正等について、権利として保障しているというものでございます。

「個人情報登録対象事務」の件数につきましては、指標１のところでございますが、平成２２年度で４，８５８事務あるということでございます。それから、「個人情報の開示請求等の状況」でございますが、平成２２年度で個人情報の開示請求が全体で２９０件ございまして、そのうち２６７件については、全部、公開・開示をしてございます。残り一部開示が１３、非開示が１０というように記載されているとおりでございます。開示につきましては、外部の審査会等を含めまして、できるだけ開示する中で、どうしても個人情報保護の観点から開示できないところを一部開示、あるいは非開示という対応をさせていただいているということでございます。

続きまして、２３ページ、市長への手紙でございます。パブリックコメントと違いまして、特定の案件に対するご意見ではなく、市政・区政全体に対する提言や苦情を含めて、直接市長にお手紙でご意見をちょうだいしているということでございます。

指標1、平成23年度で市長への手紙の総数で1,502通ということでございます。中身につきましては、提言、要望、苦情、照会、その他というように区分して記載のとおりでございますが、一番多いのが照会、その次が要望というようになっております。これらにつきましては、すべてお寄せいただいた方々に回答を差し上げている。ただ、ご本人が回答不要というものがございまして、そういったものについては回答していないケースがございます。

回答までにかかった日数でございますが、平成23年度につきましては、お手紙をいただいてから22、3日ほどかかっております。現在は、2週間ほどでお返ししている状況でございますが、なるべく早くご回答をさせていただきたいと思っておりますが、案件によってはどうしても日を要するものもございまして、なるべくということで現在、運用しているところでございます。

24ページにつきましては、課題・問題点ということでございまして、市長への手紙につきましては、件数的には、平成22年度以前よりも増えているという状況でございますが、市政に関心を寄せていただける方々が増えているということと、広く市政に対する理解を高める目的で、意見に対する回答も含めて、我々職員が全庁的に情報共有できる仕組みが必要だということを、検討課題として挙げております。

25ページ、「市政相談」ということで、市政に関する総合的な窓口として、ご意見やご要望をお聞きしているということでございます。

指標1のところでございますが、平成23年度、総件数は1,185件の相談がございまして、内訳は、提言、要望、苦情、照会、区政に関すること、その他というように区分けした件数を記載させていただいております。一番多いものは苦情でございまして、いろいろなご意見をお寄せいただいているということでございます。これは、多くの場合、対面でご相談を承っておりますので、その場でご回答させていただくという状況でございます。

例えば、横断歩道の死亡事故を契機に信号機の設置ということでご意見をいただいたような場合については、安全を喚起する対応をさせていただきましたが、信号機そのものについては、交通管理者である警察の権限でありますので、市からの要望ですとか、協議という形で対応させていただいております。

26ページ、「まちづくりトーク」ということでございます。まちづくりトークにつきましては、市長が自ら市民の皆さんと直接対話を行いながら、市の施策の情報提供を申し上げ、それに対する、あるいはそれを含めて、市民の要

望、意見をお聞きする機会を設けてございます。通常ですと、春、秋、2回ほどさせていただいております。区ごとに実施しております。

平成23年度につきましては、16回で1,507人の方からご参加をいただいている次第です。意見交換の時間をたくさん取っております。平成23年度では157件のご質問をちょうだいし、これについては直接その場で回答、あるいは少し細かい数字等の確認が必要なものについては、後日、お手紙、あるいはメール等でご回答という対応をさせていただいております。

指標3のところ、住宅地のAEDの設置についてご要望いただいております。補助制度を設けたりということで、可能なものについては、施策として反映させていただくということでございます。

27ページ、「区長への手紙」ということで、これは、政令市以降、区役所を設置しまして、区役所が区民の皆様身近な行政サービスを提供している場所だということもありまして、市長へお手紙をいただくものではなく、区長宛にお手紙をいただく制度を新設したものでございます。市長への手紙と比べますと、多少日常生活に即したご意見、ご要望が多くなっているといった中身になっております。

指標1の「受理件数」、合計した件数でございますが、区ごと年度ごとに整理してございます。ちなみに平成23年度で申し上げますと、8区で444通の手紙をいただいているという状況でございます。(指標2)改善・実現したことについては、記載のとおりで割愛をさせていただければと思います。

29ページからにつきましては、区ごとに「区長と語る会」という、まちづくりトークの区長版、区役所版というものが8枚ついておりますが、本日は総括的にまとめたものを1枚、お配りさせていただきました。こちらをご覧くださいいただければと思います。

(先ほど)申し上げましたように、住民の皆様と区長が直接対話し、懇談会を行っているものでございます。構成等につきましては、区が実施する主要事業のご説明をさせていただいたり、あるいは区長と直接出席者の皆さんで意見交換・質疑応答をさせていただいているということでございます。大体の区でコミュニティ協議会、小学校区くらいの単位で実施させていただいておりますので、コミュニティ協議会の数が各区によってまちまちでございますが、開催回数には相当ばらつきがあるかと思いますが、記載のとおり開催回数、参加者の数、たくさんの市民の方からおいでいただいているという状況でございます。

運用上の課題・問題点等の中で、例えば、東区、中央区、西区のところで記載させていただいておりますが、コミュニティ協議会、自治会関係者以外のご参加が多少少ないという懸念を各区で抱いているようですので、この辺を啓発しながら、たくさんの方に来ていただきご意見をいただけるような仕組みが必要だという問題意識を、持っているようでございます。

続きまして、37ページでございます。「新潟市情報公開・個人情報保護審査会規則」というものでございます。これにつきましては、情報公開条例と個人情報保護条例に規定されています「不服申立」について、審査をするものでございます。開示請求者から不服申立がなされて、「全部開示」としなかった案件に対して異議がある場合、この審査会に不服を申し立てるという仕組みになっております。

指標1のところ、「不服申立て状況」でございますが、まずは情報公開請求でございます。平成27年度につきましては、7件の不服をいただいて、却下が2件、棄却が1件、一部認容が2件、審査中が2件というようになっております。それから、個人情報の開示の不服申立ということで、平成23年度は不服申立を1件受理し、審査中となっております。

平成21年度から部会制を導入して、不服申立をお受けしてから審査の開始までの時間を短縮するなど、効率化に努めている次第でございますが、より効率的な審査会を運用していかなければならないという問題意識を持っているということでございます。

続きまして、38ページ、「新潟市行政苦情審査会」でございます。この審査会につきましては、市の業務の執行、または当該業務に関する職員の行為に係る苦情申立ということで、これを調査審議する機関でございます。

例えば、市営住宅の入居者の方から、入居者の高齢化が進む中で、介護をされる方々が来訪した際の駐車場が市営住宅にない。車を路上に駐車しなければいけないような状態が続いていると。これは社会環境の変化からすればおかしいのではないのでしょうか、というご意見を審査会にちょうだいしております。このようなことについて審査し、市長に必要な意見を建議し、それを施策にどう反映していくかというものを執行部のほうで考えさせていただくという機関でございます。

審査会での評価件数につきましては、記載のとおり、平成23年度で13件の審議をさせていただいているということでございます。

39ページ、「新潟市男女共同参画苦情処理委員」というものでございます。これは、男女共同参画を推進する施策、または推進を阻害すると認められる施策について、苦情を受け付けることを目的とさせていただいております。

指標1でございますが、「処理の実績」ということで、平成23年度については、そういった苦情をお受けしておりませんが、平成22年度については1件お受けしております。

件数が少ないです。で、「処理案件の実例」に記載したものは、少し年度が古いですが、例えば、臨時の保育士を募集する際に、男性が応募してきた際に性的差別的な発言があったという案件について審査しているということでございます。審査の結果等については、記載のとおりでございます。下のほうは、逆に女性限定で「お酒の学校」という事業をやろうとしたら、女性限定というのはいかなるものかというようなご意見をちょうだいし、審議をしているような状況を記載させていただいております。

40ページ、「外郭団体評価」でございます。外郭団体というのは、平たくいいますと、市がお金を出資しているような団体で、出資比率の比較的高いもの、関与の割合が高いものということになりますが、この外郭団体の円滑な運営につきましては、市の業務を委託していたり、一体性が大きく求められることから、外郭団体の運営、評価、情報開示等につきましては、外郭団体と一緒に考えていきたいと思います、あるいは市はどの程度関与していけばいいのかということの評価をしていきたいと思いますということで、させていただいております。

評価の視点としましては、指標1の欄の(1)から(4)の視点で評価し、必要であれば外郭団体に対して指導的なことを行うということでございます。

指標2のところでは評価結果の推移をお示ししてございます。外郭団体数が平成23年度で19団体ございまして、概ね良好は2団体、改善が必要な団体は6団体ということで、この改善の中身につきましては、市と団体の役割分担がうまくいっていないとか、明確ではないとか、あるいは財政的に自立をしていないという類の評価をし、外郭団体と市ですみ分け、あるいは自立に向けた取り組みという提言をしているところでございます。

41ページ、「大規模建設事業再評価」でございます。文字どおり、比較的規模の大きい建設事業、ハード整備を行うときに、事前評価と再評価と事後評価を行うものでございます。

指標の欄で、平成23年度については1件、評価をさせていただきまして、

中身については地域住宅計画について、平たく言いますと市営住宅についての評価をさせていただいたところでございます。

この大規模建設等の評価につきましては、見直しの評価の仕方を改正していたのですが、事前評価を導入したり、市独自の評価要件を作ったりということで、工夫をしてきているところでございます。また、事前、中間、事後の評価を適正に実施することで、今後の建設事業のあり方についても検討し活用するという中身にしております。

42ページ、「組織目標管理」でございます。(資料3・個別票資料に)「目標管理シート」という資料がございます。これは、組織目標管理のひな形ということで、ある特定の課の分を抜き出してお示ししてございます。後ほど、ご覧いただければと思います。

組織目標管理につきましては、年度当初に各部長、区長が部、区のそれぞれの経営方針というものを立てております。その経営方針に基づきまして、各セクションが組織に目標を設定し、達成状況を図る。その上で、次年度以降につなげていくというものでございます。

(指標)1の「組織目標の達成度」でございますが、平成23年度では組織目標の達成率が81.6%ということでございます。上が個々の目標に対する達成度、下が組織の活動に対する達成度ということで、組織の活動に対する達成度が66.7%でございます。

組織目標につきましては、従来からご指摘をいただいているところでありますが、なかなか市民の皆さんに分かりやすい指標を立てることが難しい事業もたくさんあります。そういったところで、どういう工夫をしていくかというところが問題かと考えている次第です。

43ページ、「公の施設評価」ということで、(資料3・個別票資料に)3-28公の施設目標管理型評価書というものをお配りしてございます。これにつきましては、先回、簡単にご説明させていただきましたので、また改めてご覧いただければと思います。

公の施設評価につきましては、公の施設と言いますと、例えば市民体育館等の建物のことを申し上げているのですが、いろいろ多様化する市民ニーズにお応えするために、サービスレベルを上げていかなくてはいけない、維持しなくてはいけないといった観点で、施設運営等について評価をしているものでございます。

指標1の「評価結果・対応状況」でございますが、これも市民、財務、業務、人材の4つの視点で評価をし、今後につなげていこうというものでございます。

44ページ、「補助金評価」でございます。補助金の評価につきましては、補助金の評価というものをしながら、将来的にどうつなげていくか、どういう補助金が必要で、どういう補助金が必要でなくなっているのか。その補助金の中身は適切なのかというようなことを評価しているということでございます。各補助金につきましては、原則3年で終了というような設定をしながら、最終年度の秋に内部評価を行って、必要な見直しを行うということにしております。

指標1（評価件数と評価結果）のところ、平成23年度の欄をご覧くださいますと、評価をされた補助金が196件、継続が134件で一番多くなっておりますが、51件の補助金については廃止しているということでございます。また、逆に11件については改善や拡充をさせていただいているということでございます。

45ページ、「水道事業に関する事務事業評価」でございます。水道事業につきましては、水道局という組織の中で、先ほど申し上げた組織目標と併せて、事務事業評価を実施しているということでございます。水道事業につきましては、「中長期経営計画」とものがございまして、その中で、事業の進行管理や評価を定期的に行っているということでございます。

水道局につきましては、少し市役所の会計と特別な関係にありまして、民間の、非常に会社の経理に近い形で、歳入をもって支出に充てるという考え方から、企業会計の手法が取られております。そういった違いもありまして、行政の内部の執行機関に対する評価とは別に、この経営計画に対する評価を記載のとおりやっていると状況になっております。

46ページからは監査に関するものでございます。

市の監査制度につきましては、監査委員が行う監査のほかに、地方自治法に定めます外部監査人が行う監査がございまして。監査委員の監査と外部監査というものの、2つ制度が動いているという状況にございます。

46、47ページにつきましては、外部監査について記載しております。まず、外部監査につきましては、包括外部監査と個別外部監査がございまして、包括外部監査につきましては、指標1の平成18年度から平成23年度の表の左側、包括外部監査に基づく監査ということで、少し文書が長くて恐縮ですが、平成23年度につきましては、情報システムに係る財務の事務執行について、

公認会計士の方から監査をいただいております。毎年、弁護士の方と公認会計士の方を概ね交互に選任をすることによって、視点の違う監査を受けているということでございます。監査項目につきましても、委託をした外部監査人の意見を反映しつつ、監査項目について決定をしている次第です。

表の中の右側でございますが、個別外部監査契約に基づく監査については、平成18年度から実施しておりません。といたしますか、「該当なし」の表現になっております。該当がないと申し上げましたのは、法律上、個別外部監査契約につきましては、例えば、住民監査請求が出てきた際に、それを監査委員の監査に付すのか、外部監査人の監査に付すのかといったことで手続論がありまして、ある一定の要件が揃わないと、個別外部監査契約にならないということもありまして、そういった対象事案がなかったということで、実施をしていないではなくて、「該当なし」というように記載させていただいております。

48ページ、「各種監査」ということで、内部といたしますか、監査委員による監査の記載をさせていただきました。監査委員の監査につきましては、定期の監査、工事の監査、行政監査等、いくつかの種類に分かれております。概要の欄をご覧くださいますと、定期監査は年2回、全所属を対象にやっております。行政監査につきましては、事務事業の効率性を見るということで、定期監査等につきましては、主に係数的なもの、数字的なものを中心に見たり、あるいは法律に則って支出が正しくされているかという観点で監査しておりますが、行政監査につきましては、ある事業の効率性等を図るために行う監査ということで、例えば、平成22年度から平成23年度にかけましては、市の公の施設等の指定管理という形で、民間の皆様を含めて管理運営をお願いするケースについて行政監査を行っているということでございます。そのほか、随時の監査、住民監査請求があったときに監査をするというようなこともやっておりますし、毎月会計帳簿を調べるような監査もしているということでございます。

監査結果につきましては、監査委員から市長と執行部宛に、その是正についてご指摘をちょうだいしたものについては、速やかに改善し、今後もしていこうということで、今年度、特に監査委員の監査等を含めまして、指摘事項に対してはすぐ対応しようということで動き始めているということでございます。

以上で第3章3節のご説明を終わらせていただきます。

(原委員長)

どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。特に、それぞれの項目の最後に「運用上の課題・問題点等」というのがありますが、これがこれでよいのかという辺り。

事務局にお聞きしたいのだけれども、区長と語る会というのがあるのですが、これは年に何回か義務づけられているのですか。それとも、する、しないも含めて、区長さんにお任せになっているのですか。

(事務局)

区が自発的に行っているもので、何回とか、どの単位でやれということは、こちらからは申し上げておりません。

(原委員長)

それは、委員の皆様方、どういった感じでしょうか。区の問題というのは、かなり大きくなりそうな気がするのですが、区長と語る会がある、ないというのは、区にお任せということなのですが、現実にやらなかった年がある区があるのですが、見ると1回ごとに参加される数が相当多いですよ。3けたのところはかなりありますから、これはニーズがあるのだろうと。

(若林委員)

私も、西蒲区ですけれども、大体、毎年1回行っています。コミュニティ協議会単位ですので、9コミュニティ協議会あります。ですから、個別にやっていると9回になります。大体、建設関連とか、ライフラインに密着したようなものについては、かなり予算措置が必要になってきます。それは、ペーパーで出して、予算委員会が終わったらペーパーで出してもらうことにしまして、例えば、個人情報の開示についてとか、あるいは区の全体をどうするのかといったものについて意見交換で。質問とか、説明ではなくて、私はこう考える、市のほうも考える。そういう形でやっています。

(原委員長)

それはいかがでしょうか。ぜひやるべきだと思いますか。若林さんの個人的な意見を聞きたいのですが。

(若林委員)

そうですね、形式的なものですから、たいしたことはない部分もありますが、かなりテーマが大きくなると、1回ではすまない。2年、3年継続してやるということも出てきますので、一応、やるという前提において、どうしてもテーマがなくなったときに、今回、休もうかというようなことがいいのかと。

(原委員長)

分かりました。そうすると、区にお任せでもいいというところでしょうか。

(若林委員)

あとはどの程度のものを議論するかということもあります。例えば、生活に密着しているようなハード面の修理とか、当初、そういったものがかなり多かったのですが、そういったものを逐一全部、懇談会でやっているときりなく続いていくので、私どものところは、そういったものについては予算措置ができる、できないで決まってくる問題ですから、質問も答弁もやらないで、ペーパーで出してくればありがたいという形にしました。

(樋口委員)

区長と語る会を読んでいて、私には一番遠いところだなと思って読んでいたのですが、多分、私のところではコミュニティ協議会の代表の人とか、そういう人たちが出ているのだと思うのですが、ここの会は、本当に女性がものすごくいっぱいいて本当にありがたいのですが、多分、区長と語る会には、女性の割合、人数が書いていないところもあるのですが、非常に低いのではないかと思います。ずっと引っ張っていけば、区自治協議会も女性の割合はどうなのだろうというところにすごく興味があるのですが、これを読んでいくと、東区では、一般参加者を増やすために制限を設けないというようなことをやっていて、平成23年度は劇的に増えているのです。そして、西区でも、検討するというようなことを書いているところがあったかと思うのですが、参加者を増やすための検討を、と書いていたのですが、これは非常に賛成で、先ほど、若林委員がおっしゃったのですが、私は参加したことがないので分からないのですが、多分、予算、土木関連とか、そういうもの（が多い、）だから、女性のほうが少ないのかなと、想像しながら聞いていたのですが、それでもやはり女性の視点が入るということは、コミュニティ協議会の情報とかも地域にどんどん知られていくわけだし、今まで（のように）選ばれた男性が協議しているようでは、それこそ情報が広まらないし、特定の人だけ知っていてやっていく形になるので参画（ということ）にはほど遠くなると思いますので、東区を参考にしつつ、西区での検討をしていく。なおかつ、女性の視点が入るような形で、女性の参画も求めるみたいなことを、書いていくことができるのかどうか分からないのですが、そうであってほしいと思います。

(原委員長)

あまりこういうものに女性をどうのこうのと明示するというのも少し問題があるかもしれないですね。一般の方々の参加ということでやられたほうがいいだろうと思います。私の個人的な意見です。

ただ、「大きな区役所にしたい」というメイン目標があるわけですので、区長と語る会を（区役所に）任せておくということはいかがなものかと。ぜひやって、しかも一般の方々が参加するような工夫を、それぞれの区役所にやってもらうということがいいのではないかと思うのです。意見をぜひお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

私も、区役所の実情はどこまで分かっているか自信ありませんけれども、制限を外したというのは、各コミュニティ協議会等の単位でやっている際に、違うコミュニティ協議会にお住まいの方の入場制限を外すとか、そういったことだと思うのです。役員の人しか来てはだめですよということは、決してないと思います。

それが1つと、テーマ設定につきましても、各コミュニティ協議会と事前にご意見をいただいた上でお話をする部分と、その後のフリートークがありますので、市側の区役所のほうからテーマを絞って、これしか話をしてはだめですよということは、多分ないのだろうと思います。ただ、市といたしましては、新しい事業の予算が決まったときというのは、大きな施策の話になりますので、そういった節目をとらえて、こういった会をやっているところもあると思いますので、どうしてもお伝えしたいことが予算だったり、大きな主要事業のお話だったりということになっているのだと思われまます。

(栗山委員)

中央区は、特に市役所があるので、中央区という意識は非常に薄いような気がしているのですが、たまたまコミュニティ協議会の方たちとお話をしていましたら、非常に区長さんとかと密接な関係があるというような、よく知っているからという話がいっぱい出てきて、こういう場できっとたくさんコミュニケーションを取っているのだろうなというような気がしました。ただ、一般の（区民は）、区長さんと接点があるかというのと全然ないので、それは新潟市が区の単位でこうしていきたいとするのであれば、もう少し接点があるような（形にしてはどうか）。

コミュニティ協議会というと、子どもさんの小学校とか、中学校の単位なので、例えば、子どもさんがいない人たちとか、転勤してきた人たちというのは、コミュニティ協議会との接点が薄い状態にありますので、その人たちをどうやって取り上げていくかというところが非常に難しいかと思いました。一般の方たちの入場とか、参加をできるだけ増やしていただきたいと思います。

(原委員長)

ありがとうございました。最低年に1回は区長と語る会をしてほしいと、だんだん思ってきているのですが。義務づけるということも、少し強引かもしれませんが、かなり参加者が多いと思いますので、やはり相当のニーズがあるかと。その辺、皆さんいかがですか。

(若林委員)

私どものところは、一応、入場は制限しておりませんが、区長と語る会は、10月末か11月になりますけれども、大体8月くらいから、今年はこういったテーマでやろうかというものを、直接区長さんではないですけども、行政側と話をして、大体2つくらいに絞られます。必要な時間の3分の2くらいはそれに費やして、3分の1はフリーディスカッションという形になっています。

それと、先ほど、委員長が言われた「大きな区役所、小さな市役所」というような発言をされました。実は、それが非常に気になっていまして。私は、直接は区役所と接しているわけです。区役所の機能は、非常に小さすぎるのではないだろうかという気がするのです。例えば、一番極端なのが、私ども、区役所に行くと、7つか8つくらいの課しかありません。ここへ来ると、課はいくつあるのでしょうか。30とか、40とかではないですか。逆三角形の形の行政になっていると。そうすると、区役所で判断して、市民に対する施策のできる範囲が非常に狭くなってくのではないかと。逆に市役所は、非常に少ない人数で、大まかな方針だけを決めて、それで各区の施策が方針から外れているかいないかという検討する場所ではないだろうかという気がするのです。ただ、私は行政に入ったことがないので、なかなかそういったシステムがよく分からないのですけれども、市民側からすると、いろいろなことを話しているのですけれども、「市役所に聞かないと分からない」という答えが返ってくるのです。その辺、すぐというわけにはいかないかもしれないですけども、考える必要はあるかと思っています。

(原委員長)

私の申し上げた台詞は、どこかに書いてあるものをそのまま使ったのですけれども、ただ、市民の参画とか協働というようなことになると、原則として区単位で動くときに出てくる問題だろうと思うので、そういう意味で、大きな区役所と表現していいだろうと思ったものですから。

ただ、例えば3割自治という言葉がありますが、一般会計のうち区単位で処理されるのは、それより少ない20%くらいかと。そうになると、何が大きな区役所だというようになるのです。しかし、ほかの政令指定都市に比べると、圧倒的に多いのだそうです。この20%でさえ。その辺が、一般市民と行政との感覚のずれになってきているのだらうと思うので、それでよしとするのであれば、そのようにきちんと説明を市民にしなければならないのだらうと思うのですけれども、それで今の若林委員の意見が出てくるのだらうと思うのです。だから、初めのうちはしょうがないにしても、少しずつ努力をしている方向は提言したいなと思います。

(岩橋委員)

事務局に質問いたしますが、25ページの市政相談、それから38ページの行政苦情審査会の中で共通して、運用上の課題・問題点等の中で、「行政相談員の配置を将来的に考えている」ということですが、この背景と今後の見込みについて確認したいのですが。

(事務局)

広聴相談課です。まず、市政相談なのですが、先ほど説明がありましたとおり、来庁やお電話で、ご意見、ご提案、また苦情などをいただいております。それを担当する課におつなぎして対応を依頼するというようなことですが、その中で、職員がそれを担当しているわけですが、今後、専門相談員を置いた中で、よろず相談が出てくる、そういう形に移行できたらいいなという希望でございます。これについては、今後の見通しという部分ではなくて、実務をやっている中での希望ということでとらえていただきたいと思います。

それから、行政苦情審査会ですが、これは、行政が行った対応について、個人が不利益を得たという部分について、その対応がよかったのかどうかということや本人から申し出ていただいた中で審査することが基本でございますが、その前段に、こういうことはどうなのだろうということで、さまざまな相談があります。そのために、月1回、審査会の委員が相談日を設けて

受け付けております。そういう状況ですので、これがもし、市の対応に不備があったりとか、市の対応によって不利益を受けたという部分が、発生したり、苦情がこじれたり。こじれる前に、もしそういう専門の相談員がいれば、ボタンの掛け違いがあった段階で、何か対処できるようなことができないかと。審査の申し出になる前に、解決できればいいのではないかとということで、このような書き方をさせていただいたところであります。

(岩橋委員)

ありがとうございます。

私も、その辺を期待して質問したわけですが、実は、私、総務省の行政相談員をやっておりますが、月に1回、東区役所の会議室でやっております。国の行政相談なのですが、市の（事業の）行政相談が圧倒的に多く、例えば、野良猫が多くて困るとか、または除雪がうまくいっていないとか、または（道路と敷地の）境界線がどうのとか、さまざまな市の行政に関することについての相談と民事相談が大体8割、国の郵便局、税務署、国道などの相談は大体2割ほどです。市の行政に関する相談が多いことから、市と国の行政評価事務所との連携がとれる仕組みがあれば、市民のためになるのではないかと思います。以上提言しておきます。

(事務局)

岩橋委員のおっしゃることは分かりますし、今現在、行政評価事務所との連携は、事務局内ではやっております。やはり委員の皆さんから、市のことについてご相談があったのだけれども、これはどうしようという案件を、国の事務局から私どもに言って、それを関係部署につなぐといった事務局同士のつながりはございますので、今、委員さんとの関係でございますので、それらの機会がありましたときに、私どももまたお話をしていきたいと思っております。

(岩橋委員)

この（資料3・個別票の）説明の中で、評価という部分がたくさんございます。大規模事業とか、大きな事業については、大体、外部評価が入っております。外部評価が入っていれば、市民もそれを信じて、安心しておられると思うのです。ただ、さまざまな市の事業で、評価する人がだれなのかというのが、ほとんど分からないのです。これをだれが評価するのだということを今後、事業を進めていく中で、非常に評価というものは大事なことだと思うのです。

一番心配しているのは、大体、事業計画するのも役所であり、それをやる

のも役所である。協働の場合は、役所と市民と一緒にやることもあります。それを評価するのが役所だというのが、やはりそこに市民の視点が入らないとまずいのではないか。今のさまざまな評価の部分の説明を受けましたけれども、評価の部分については市民の視点で評価するというので、（自治基本）条例にもうたっておりますので、市民の視点の入った、または市民が参加できるような評価の仕組みをぜひ構築していただきたいのが私の意見でございます。

もう1つ、具体的に申し上げますと、組織目標管理は、ここにも事例がございますが、本庁などの場合は、本庁の中核の事業ですから、市民サービスに直接関わる問題はあまりないと思うのです。ただ、区に行きますと、さまざまな市民サービスと直結する事業が結構あります。これについては、市民アンケートなどで評価するという手法も取り入れているようでございますが、ぜひサービスを受ける市民が評価に参加する。例えば、スポーツ施設があれば、スポーツ施設を使用している使用者の市民が評価に参加するという仕組みが必要ではないかと考えております。

東区の事例を申し上げますと、私は、東区自治協議会を4年間やった中で、「区ビジョンまちづくり計画」については、区自治協議会が中心になって、協働で計画を立てます。それを実施していきます。区役所の各課が実施する。協働で実施するものがあります。1年経ち、2年経ち。その評価を区民が行うのは不可能です。したがって、（区民の代表で組織された）区自治協議会の委員が評価に参加したのです。この仕組みをぜひ全区に実施したほうがよいと思います。

区自治協議会の委員も大変です。月1回の定例会と部会があって、その評価する部会を開かなければいけませんので。部会も大体3つか4つの部会があります。福祉に関する部会は、福祉の担当（の評価をする）とか、まちづくりに関する部会は、まちづくりの部分の評価するとかということを経験に参加しているわけなのです。ですから、ぜひ区ビジョンまちづくり計画の評価、それから組織目標の評価も、ぜひ市民が評価に入る仕組みが必要ではないかと思っておりますので、意見として申し上げておきます。

（原委員長）

参画と協働という言葉が非常に大事ですけれども、評価の視点が、総体的に小さい感じが無いわけではありませぬので、その辺をひとつご検討いただかなければならないと思います。

(事務局)

行政経営課でございます。行政評価全体を担当しておりまして、今ほどのご意見についてお答えさせていただきたいと思っております。

最初に評価の主体ということで、市民の参画という話をいただきました。確かに評価をするときに、手前勝手になってはならないということがありますので、できる限り外部の視点も取り入れながらということが基本だろうと思っております。ただ、やはり我々行政としては、前提として、組織内部の中で自己評価、自己点検をきちんとやるということが、まず大事かなと思っておりますので、そういった中で、必要に応じては外部の方からも客観的な視点を入れていただくということを、今後もすべてについてできるかどうかということは、コストの問題等もありますので、全部というわけにもなかなかいかない部分もありますけれども、できる限りという形で考えていけたらと思っております。

その関連で、組織目標管理の中にも市民の視点を、ということでご意見をいただきました。それについては、(資料3・個別票資料の)組織目標管理シートの中にも、4つの視点で目標を作っていたいただいて、それで自己評価をしていくということになっておりますが、その中で大きなポイントとして、市民の視点と、市民の満足度にちゃんと自分たちの仕事が貢献するために何をしたらいいかということを考えてもらうということで、取り入れてやっているわけですが、これについても、特に区役所については、組織目標管理の中ではございませんけれども、実はISOの、品質の認証を取得しておりまして、品質と言っても窓口のサービスの認証をいただいております。その関係で、毎年2回、窓口のサービスがどうなのかということ、市民の皆様からアンケートを取って、時系列的に、どのように推移しているのかということ。それも1つの評価として受け止めさせていただいて、毎年、外部の審査委員の方にも来ていただいて、ご評価いただくようなこともやっております。今後、できる限り市民の皆様、そして外部の専門家の方々の視点をいただきながらやっていきたいと思っております。

ただ、すべてというのはなかなか難しく、実は、組織目標管理も、ここにお出ししているものが、部、区の単位の目標の数だけをお出ししているのですけれども、実際は、各課すべて同じような目標管理をやっておりまして、それでいくと、この何十倍も数が出てくるということで、すべてそれをするのはなかなか難しいと思っておりますけれども、できる限り、そういった具体的に内部でも

評価できるような形でも対応していきたいと思っています。

(原委員長)

ありがとうございました。補助金の(個別票)もありましたが、補助金については市民の目で評価に加わってもいいのではないかと感じていますが。

(事務局)

補助金は、また別に補助金の評価をする外部委員会ができていまして。この専門家の皆さんの知見を入れながら評価をさせていただいております。

(原委員長)

そうですか。分かりました。大変失礼しました。もちろん、全部の部門で、内部の評価が大事であることは言うまでもないことでありまして、ただそこにさらに市民の目を入れるということも、また大事なことだと思っておりますので、そういう方向で進めていただきたいと思います。

ほかに第3章全体でご意見はありませんか。なければ、岩橋委員からご要望がありましたので、そちらをまずはお願いします。

(岩橋委員)

(資料3・個別票) 3-9、新潟市附属機関等に関する指針について、先回の会議についてもいくつか出ましたけれども、これについて提言なり、意見を述べたいと思います。

さらなる市民参画の推進をするために、附属機関の公募委員の件についてですが、現在、公募委員の募集の締め切り、これは委嘱日の1か月前というように指針にも書いてあるのです。委嘱日から1か月前となりますと、恐らく、公募委員が作文・論文を書いて送って出して、それを審査して、また委嘱日を考えますと、恐らく早くても20日間、短ければ15日の2週間くらい。要するに応募期間が短くなると思います。ですから、委嘱日より1か月前という告知はやめていただきまして、告知から1か月というように改めていただきたいと思います。これをやると、非常に短い期間で公募委員が作文なり論文を出さなければいけないということで、非常に負担になります。これを改定していただきたい。

それから、指針の中に「委員の併任は3機関まで(、また公募委員の要件には『本市の附属機関等の委員となっていない者』)」と書いてあるのです。ですから、ここにいる樋口公募委員と、私は、ほかの審議会には手を挙げられないのです。ほかの方々は、3つの審議会までは出られるとなっているのです。従いまして、公募についてだけは1附属機関のみというように指針には書いてあ

ります。確かに、多くの市民に参加していただく機会を作るために、お1人様1委員にしてくれという気持ちは分かるのですが、それも確かに正論ですが、やはりまちづくりに積極的にかかわっていきたいという人にとっては、もっと窓口を開いていただきたいという部分、この公募についてだけは、1附属機関というものを削除していただきたいという意見でございます。

あと、当然、公募委員も募集するときは、各区各課で要綱を作って募集します。この要綱についても、もう少し新潟市の行政が成熟するまで、行政経営課が関与していただきたい。先回の会議に、ある事例として申し上げましたけれども、そういった市民の参画を制限するような要綱になってはいけないので、ぜひ行政経営課の方にここまで関わっていただきたいと思います。

それから、もう1つ、「十分な議論ができるように、各審議会が事前に資料を配付すること」というようにうたっています。当会議もなるべく事前にはいただいておりますが、可能な限り事前に配付すること。これをもっと徹底することと、もう1つ、審議する時間を十分取っていただきたい。予算もあることでしょうけれども、審議する時間を十分取っていただきたい。例えば、2時間ではなくて、3時間でもいいということです。なぜそういうことを申し上げるかという、ある審議会では（会議が）年2回なのです。本当に議論する時間がないのです。大体半分の時間は、半年、1年間の行政からの説明です。半分の時間で質問などという議論なのです。そうすると、いろいろな提言だとか、チェックだとか、そういうものが本当にできるのだろうかということが疑問なのです。従いまして、今の附属機関の費用弁償を半分にしても時間を倍にするとか、それはできるかできないか分かりませんが、私たち市民が参加して、それなりの議論が尽くせるという環境づくりをするためには、そういうことも可能であればお願いしたい。

以上、附属機関について、申し上げておきます。

（原委員長）

ありがとうございました。時間を十分にとということと、資料は、事前に配付してほしいということと、それから（公募）期間を告知から1か月。これはいわゆる事務局へ要請するだけで済むと思いますが、皆さんのご意見を聞いておきたいのは、一般の方（公募委員）は、審議会、委員会3つまで、公募の人は1つという制限については、皆さんのご意見を聞いておきたいと思うのですが、どうでしょうか。公募も一般と同じように3つまでということにしたほうがい

いのか。なるべく大勢の方々から参加してほしいという意味で、1つまでにしておいたほうがいいのか。どうでしょうか。

(岩橋委員)

その前に1つだけ事例を申し上げておきます。私が区自治協議会に参加しましたときに、公募で入ったのです。(以前の区自治協議会運営)指針の中では、公募委員は1期2年なのです。いろいろな代表の方々も1期2年で2期の4年できるのです。そういうことで、公募委員が2年で何ができるだろうというような疑問がありましたもので、半年くらいたってから所轄のところに相談へ行ったのです。区自治協議会条例には、委員は4年できます、指針では公募委員は2年ですと。条例と指針との整合性と上位関係ということについて、説明をしていただきたいということで、勉強にお伺いしたのです。それが一応、端を発しまして、公募委員の再公募ができて4年できるということに変えていただいた経過があるのです。一緒にはできませんけれども。

(原委員長)

なるほど、分かりました。これはいろいろな意見があるかと思うのですが、どちらを優先するかですよね。ただ、さらに私から岩橋委員に聞きたいのですが、公募委員は非常に希望者が多かったのですか。

(岩橋委員)

区自治協議会でしょうか。区自治協議会は、残念ながら、昨年(の公募時)は4年たって定員割れが4区。定員以上あったところが2区、定員ちょうどが2区でございました。

(原委員長)

分かりました。その辺は、また別の問題として考えなければだめですね。

しかし、皆さんどのようにお考えですか。なるべくいろいろな人からという発想もあるし、一般の人と差別することはないだろうという発想もあるでしょうし。

(樋口委員)

以前、公募委員の方と、公募委員でない委嘱された方にアンケートをとったことがあったのですけれども、そのときに、委嘱された委員というのは、専門性が非常にあって、公募委員はまねができないみたいなことを言われたのです。

(原委員長)

それは、委嘱された委員の方から言われたのですね。

(樋口委員)

はい、公募委員は専門性がないというような形で、そういうことを言われたのです。私は、そのときまでは、いろいろな人が加わるのがいいと。特に女性は、いろいろな方が入って行って、いろいろな意見を言うほうがいいと思っていたので、それを聞いたときに、たじろいだといいますか、そうなのだという感じがあったので、今、どちらがいいのだろうと言われると、(会議等での)資料を読むのも大変なので、非常に公募委員は専門性がないのかとも思ったりもしますけれども、素人の目で一生懸命やる意欲は汲んでほしいとか、半々くらいなのです。

(栗山委員)

私も以前、公募をして委員になったことがあります。そのときの気持ちとしては、少しはその内容について分かるということと、やはり県民や市民の一員として意見を言いたいという気持ちで入りましたので、それは専門性というところと比較にならない専門性という意味の中で、必要なメンバーではないかと感じました。

(原委員長)

では、1人3役でもいいという方ですよ。どうぞ。

(坂上委員)

質問がまずあるのですが、1つの委員会の際の公募委員の人は、それを辞められて、また次の委員会に、ということなのでしょう。それとも、それをも禁止ということなのか。それとも、並列して、こちらの公募委員もやって、こちらの公募委員もやるというのは禁止なのか。

(原委員長)

私は並列のほうで考えていましたけれども、併任ですよ。そういう意見だとお考えいただきたいと思います。

(坂上委員)

並列でしたら、広く別な方がなされたほうがいいかと。また、それが永久に続くわけではないですから、また次の、これにも関心があるというときに、申し込んだほうがいいのではないかと。

(原委員長)

1人の人が1つの委員会だけと。

(坂上委員)

また、それが終わった時点で次の委員と。きっとこれからもいろいろな公募があると思いますので、それを優先したほうがいいのではないかと思います。

(郷委員)

私は今、いろいろな方にボランティアを協力しながら地域活動をやっているときに、同じレベルで考えるのは失礼というか、悪いのかもしれませんが、本当に、地域でいろいろな方、協働の行事をやるためにいろいろなボランティアをけっこう行政から依頼されて、活動がいろいろあるのですけれども、そこに関わる人は、この活動にはこの人、この活動にこの人と、専門性といいますか、いろいろな人がいっぱいいるというわけではなくて、同じ方がすごく関心を持っていて、いろいろなことに時間を割いて参加してくださるといような現状があります。

私は公募ではないのですけれども、専門性と言われても、どこに専門性があるのかということ、自分の中で（はよく分からないが）、本当に、皆さんからすごく勉強させていただいているという感じなので、自分で行政とか、いろいろなものに興味を持って関わりたいという人は、1つということではなくて、そういう方を大事にしていくということも必要なのではないかと思います。

(原委員長)

あまり差をつけるようなことはよくないだろうと思うのですが、少し考えたほうがいいのかもありませんね。少しペンディングになってしまいますけれども。

(事務局)

岩橋委員からお話を4ついただきました。

最初は、公募の周知の期間の話だったと思います。確かにご指摘のように、（新潟市附属機関等に関する）指針上は、「(公募の周知は) 少なくとも委嘱予定日の1か月前までに」という規定がございまして、そういうことで、実際に公募している所属で、1か月ぎりぎり運用している事例が多いということのご指摘だったと思っております。委嘱予定日の1か月前が、最低線のところですり寄ってくると、やはりご指摘のように作文等をお願いするような場合には、若干期間が短くなるかということもありますので。規定そのものは、「少なくとも」ということですので、2か月前でもいいわけですけれども、最低ラインの設定の仕方とか、あるいは運用の仕方そのものをどうしていくかというところを検討させていただきたいと思っております。要綱をすぐに見直すというよ

りは、運用実態を調べないと分からないところがありますので。

2番目の、ご議論いただいている併任数につきまして、これも委員の公募のところの6条1項3号に、要件として、「本市の附属機関等の委員になっていない」人が公募の対象ということで、これで実質的に併任ができないという格好になっておりました、これを単純に削除するというのは、少し難しいかと思えます。というのは、これを削除してしまいますと、いくつでもいいという話になってしまいますので、そこはやはりどうしても、広く市民の皆様方に、多くの方に公募に参加していただきたいという趣旨がありますので、それが1つの会議なのか、それともほかの委員の方々と同じように3つまでなのかというところは、少し持ち帰らせていただいて、少し検討させてください。今もお話があったように、両方のご意見があると思えますので、単純ではないと思っております。

それから3番目、公募をやるときに行政経営課が関与して、という話ですけれども、行政経営課が関与するというので、ある程度担保できるのかも分からないですけれども、本来は市の行政のあり方としては、それぞれ所管しているところがきちんと考えていただいて、責任を持ってやるという体制が一番望ましいのではないかと思っております。先ほど、区役所のお話がございましたけれども、大きな区役所といっても、単純に人が多ければいいとか、あるいは予算が多ければいいということではなくて、区役所自身が責任を持ってきちんとやるということが、まず何より大事かと思っております、その事例においても、私どもとしては、きちんと指針をお示しして、それに沿ってやってくださいということは引き続きやっていきますけれども、1つ1つに関わるというよりは、それに基づいて所属で責任を持ってやっていただくということが、コストの面から考えても、行政のあり方としてはいいのかと。そこでまたいろいろなお意見があればいただいて、所管が改めるというところがいいのではないかと思いました。

4番目の審議会の資料の事前配付、それから審議時間の確保は、おっしゃるとおりだと思いますので、これはいただいたご意見で、本来、全体としてはそうすべきですし、ほかの委員会では、委員会によっては3時間であったり、当然、休憩を挟んでやらなければだめなのですから、そういうことも実際はやっておりますので、弾力的な運用をしていくべきなのだろうと思っております。

(原委員長)

ありがとうございました。では、この辺までで、パブリックコメントの回答の問題、それから市民の参画協働に加えて、できるだけ評価のところにもということ、それから区長と語る会というのは、最低年1回はぜひしてほしいというような要望としてまとめていきたいと思います。

では、次回以降の会議についての検討項目、事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、次回の会議でご検討いただきます第4章、第5章についてご説明させていただければと思います。資料でいきますと、資料4、一覧表でございます。それから、資料5の2つ、ご覧いただければと思います。主に個別票と言われます資料5を用いてご説明させていただければと思います。

まず、資料5の1ページ、「区ビジョン」でございます。区ビジョンにつきましては、新潟市市役所全体でいきますと総合計画に相当するものということでございます。区の担うべき役割や目指すまちの姿「区ビジョン基本方針」というものと、基本方針を達成するために区の具体的な取組を定めた「区ビジョンまちづくり計画」というものの2つからなっております。現行のものについては、市の総合計画と合わせた計画期間として、平成26年度までのものが定まっている状態になっています。

指標1をご覧いただきますと、ちょうど政令市移行等の時期に作ったということもございまして、初の区の自治協議会との協働のお仕事で、一番大変なお仕事を第1期の皆様にはご苦労いただいたのだと思いますけれども、区との協働でまちづくり計画等を策定してございます。まちづくり計画等につきましては、その進行管理を含めて、区役所と区の自治協議会等と一緒にさせていただいておりますし、総括的なものは、私どもも含めて、本庁と一緒にやっているという状態でございます。

下に課題と問題点を記載させていただきました。区民との協働ということで、区民の意見をさらに一層どう取り入れていくかということが課題であります。

それから、2ページ、「特色ある区づくり予算」でございます。区の企画による、特色ある区づくり予算という枠を設けてございます。この予算については、1区当たり2,000万円を上限といたしまして、区自治協議会や区民の皆様の意見を取り入れながら、区の伝統文化の課題であったり、自然風土を活かした取り組みであったり、区独自の課題解決であったりということで、予算

化をしております。平成24年度からにつきましては、区自治協議会自体が提案する事業につきまして、上限300万円でございますが、区の予算は追加して事業を展開するものであります。各区における区分ごとの事業数については記載のとおりでございます。環境、防災、子育て支援、交通安全等、さまざまな事業を、区の特徴を活かしながら実施している状況でございます。

3ページ、「地域と学校パートナーシップ事業」でございます。これは、簡単に説明させていただきたいと思っております。地域と学校パートナーシップ事業につきましては、教育ビジョンに定めます学・社・民の融合ということで、学校、社会教育、民間というのは地域の皆様ということでございますが、そういった学・社・民の融合を推進する上で、学校と地域が連携しながらいろいろな活動をしていこうということではじめた事業でございます。

指標1、「事業実施校数」として、全体で158校にコーディネーターを配置させていただいて、全体が172校でございますので、配置率は92%ということでございます。全校配置に向けて、順次配置をしているという状況です。

それから、(指標2) ボランティアとしてご支援をたまわっている方々の延べ人数でございますが、平成23年度に15万人を超えて、平成24年度には16万7,000人を予定しており、非常に多数の方から、学校あるいは地域の方々と一緒に取組を進めていただきたいということでございます。

それから指標3、坂井東小学校と入舟小学校2校が優れた学校支援活動ということで表彰を受けております。坂井東小学校におきましては、学校職員の皆様と支援ボランティアの皆様、それから、私どもの職員を交えての合同研修を行っていたり、運動会や文化祭等で地域の方、保護者の方、学校が一体となった取組を実施していたり、社会教育施設である公民館や図書館でPTAの皆様と連携しながら笹団子作りやコンピュータなどの講座などをさせていただきながら、地域住民の学び場としての学校施設の有効活用を進めているという取組などが評価されたものでございます。

課題・問題点といたしましては、今後も多くの方からボランティアとして支援いただけるように、これらの取組の成功事例なども周知しながら、体制を充実していく必要があると思っております。

それから、4ページ、「子どもふれあいスクール事業」でございます。今ほどご説明しました地域と学校パートナーシップ事業と違しまして、子どもふれあいスクール事業につきましては、平日の放課後と土曜日の午前中に学校の体

育館や空き教室、余裕教室などを活用して、子どもたちの遊び場を提供しようということでございます。遊び場を提供する際には、地域の方々や中学生や大学生などがボランティアとして参加しているという事業でございます。実施校は、平成23年度現在51校、平成24年度は57校の予定となっております。

課題・問題点といたしましては、子どもの参加者数が年々減少傾向にあるということで、これらの課題に対しまして、研修や学校のPTAの皆様や教職員を対象にした事業周知をしていかないとだめだと、記載してございます。

5ページからはコミュニティ協議会の関係の話が続きます。コミュニティ協議会に関しましては、その活動の助成ということで、運営費の助成をさせていただいております。地域住民への広報紙の印刷をしたり、団体間の連絡の郵便など、会場借り上げ料ということで、活動費を助成させていただいておりますけれども、平成23年度には助成限度額を10万円から20万円に拡大するなど、取組を高めております。交付の状況につきましては、指標に記載のとおりで、平成23年度につきましては90団体1,900万円ほど助成をさせていただいているということでございます。参考までに、市内のコミュニティ協議会の数は96ということでございまして、そのうち90団体は交付を受けているということでございます。

6ページ、「新潟市地域活動補助金交付要綱」でございますが、これはコミュニティ協議会に限らず、地域でさまざまな活動をされている方々の活動をご支援申し上げようということでございます。支援メニュー対象事業はすごく幅広くて、いろいろな活動に対して補助しておりますけれども、従前の類似の補助金を、たくさん種類があったものを1つにまとめて、活動の補助金という形で整理させていただいております。

(指標1の)申請件数につきましては、平成23年度実績で504件ということで、非常に多数の団体からお使いいただいているということでございます。

指標2のところ、一番多い活動内容が地域コミュニティの活動の活性化ということで、これはその下(指標3)にございます、「ござれやきそば」のプロジェクトのような、地域の活性化等に使っている助成ということでございます。申請案件につきましては、次のページにかかりまして、代表的なものを記載させていただきました。後ほどご覧たまわれればと思います。

課題・問題点としましては、いくつかの補助金をまとめて交付させていただいている制度にしてありますので、なかなか判断が難しい、助成に値するかど

うか案件が難しいことも多々ありますので、そういった、各区との情報の共有化が必要だというような整理をさせていただいております。また、より地域課題の解決に向けた事業となるよう、事業内容を含めて検討が必要なのではないかというようにも整理をしております。

8 ページ、「新潟市区自治協議会条例」に関する記載でございます。ご存じのとおり、地方自治法に基づいて、新潟市については、政令市移行以来、平成19年4月に区自治協議会というものを設けてございます。お話にもありましたけれども、30人以内で組織をし、委員の任期は2年、1回に限り再任可という形であります。本自治基本条例でも区自治協議会を協働の要という形で位置づける中で、それを受けまして、自治協議会の条例を作って運用していくという状況でございます。

指標1でございますが、会議は概ね月1回の定例会をさせていただいて、その他臨時会もあるというお話も伺っております。また、自治協議会の中には、分野別の部会を設けて、テーマを絞って議論しているということもお聞きしております。

指標2「取り組み内容」のところでございますが、区自治協議会の条例の中には、必ず市長が意見を聞かなければいけない事項として、3つ条例に規定されております。区のまちづくりの基本方針である計画の策定に関するようなもの。公の施設の設置、廃止等に関すること。それから、区の企画立案事業については、必ず区自治協議会の意見を聞いてやりなさいというような規定がございます。また、区の所管事務等につきましては、自治協議会については、任意ではありますが、意見を述べることができるというように、この条文に記載されております。具体的な取り組みの事例としては、記載のようなことをやっただいてございますが、例えばバス路線、区バス等の路線等につきましては、路線のことも含めまして、大きな役割を、区自治協議会の皆様から提案を出していただいているというように認識しております。

課題・問題点といたしましては、現在、3期目に入っておりまして、委員の任期は2年で1回限り再任ということでございます。4年たつと必ずメンバーが替わるということもありまして、協働の要としての区自治協議会、住民自治を担っていただく方々の人材が多少不足しているといった記載がされているところでございます。

(9 ページ、) ここからは第5章でございまして、「新潟市国際化推進大綱」

ということでご説明させていただきます。新潟市につきましては、さまざまな経過から、これまでも対岸の他都市と交流をしてまいりましたけれども、なお国際化、グローバル化が進む中で、こういったことを非常に気にかけていくなから、仕事をしていかななくてはいけないということで、こういった大綱を作りながら、国際化を進めております。

指標1でございますが、現在、姉妹・友好都市は6市ございます。ガルベストンからはじまりまして、フランスのナントが最新の姉妹都市でございます。交流拠点都市といたしまして、韓国のウルサンという、豊栄市から合併で引き継いだ交流拠点都市ということでございますし、その他の北東アジアの各地域と交流を促進しているということでございます。中身につきましては、観光、文化、環境・技術、経済といったことについて、交流をさせていただいている次第です。

指標2でございますが、新潟市内にもさまざまな外国籍の方がおられますので、そういった外国籍の方々の暮らしをよりよいものにするためにも、外国籍の方の懇談会をやったり、災害時の支援についても検討したり、あるいは留学生に対して支援をしたりと、さまざまな支援をさせていただいておりますし、パンフレットなどもお配りさせていただいているという状況でございます。

課題・問題点につきましては、尖閣諸島の問題ですとか、中国のいろいろなお話等が地方の交流にも影響を与えるようになってきていることから、これまで以上に市民レベルで国際理解を進めていく必要があるのだろうというように総括させていただいております。

第4章、第5章につきましては、次回の会議でいろいろなご意見をちょうだいすることにしております。雑多な説明ではありましたが、私の説明を終わらせていただきます。

(原委員長)

ありがとうございます。今、事務局からも申しあげましたとおり、意見につきましては、今日はこの後、もしあれば、質問、それからこういうデータを作ってほしいという要望を取らせていただきたいと思います。

(樋口委員)

地域と学校パートナーシップ事業なのですが、私は、郷委員からうちの(自分が住んでいる)地域に来ていただいたときに話を聞いたのですが、(郷委員の地域の取り組みと)うちの地域は少し違っているなという気が

していて。この事業（地域と学校パートナーシップ事業）が作られた根拠になったものがありましたら、出していただきたいのです。

（原委員長）

パンフレットのコピーが（資料5に）入っていますがこれでは足りませんか。

（樋口委員）

それでしたら、地域教育コーディネーターを、今、いろいろ配置されているみたいなのですけれども、地域教育コーディネーターというものができた根拠。

（原委員長）

狙いみたいものですか。

（樋口委員）

狙いというよりも、これができた根拠法のような。以前、小学校の校長先生に、これは一体何なのですかと聞いたときに、文部科学省でこういうものがあってという話を聞いたことがあったのです。そうした条文なりがありましたら。

（事務局）

この事業につきましては、文部科学省の事業を活用してやっている事業で、新潟市が国の事業を活用してやっていて、（資料としてお渡しするとすれば）国の補助金の要綱という感じです。

（岩橋委員）

6 ページ、「新潟市地域活動補助金」に関連しまして、これは事業活動の補助金ですが、コミュニティ協議会に対する活動費、運営費は、今年の4月現在、どうなっているのか。それを次回、表示していただきたいと思います。

（事務局）

4月段階の、今年度の申請状況くらいでよろしいですか。まだ、額は年度途中なので確定していないので。

（岩橋委員）

失礼しました。活動補助金ではなくて、運営費。定額の補助金がありますよね。その部分です。コミュニティ協議会が発足した当時から比べて、かなり金額も増えていると思います。それを確認したいということ。

（事務局）

上限額は、年間10万円から23年度に20万円に引き上げていますが、実績ベースでほしいということですか。

(岩橋委員)

そうです。

(事務局)

制度ではなくて。

(岩橋委員)

いえ、それと同時に、歴史的な背景があって、合併市町村のコミュニティ協議会については、多額の運営費がいつているというような事例があったように思います。それを含めて、現状どのようになっているのかということ。やはりこれも合併調整事業の1つになってもいいのかと思います。もうそろそろ7年経ちましたので、どこかで公平性を保つためにも確認したいと思ひまして。

(原委員長)

そうすると、政令市になる前の頃からの推移が必要ですね。分かりました。

(若井委員)

4 ページ、「子どもふれあいスクール事業」の運用上の課題・問題点等というところに、「子どもの参加者数が減少傾向にある」とあるのですが、この原因とか、理由というのは明らかになっているのでしょうか。

(原委員長)

それも次回までに。

(事務局)

次回までに用意しておきます。

(原委員長)

ほかにありませんか。では、また特に議論を深めたい項目というものがありましたら、また事務局へお出しいただきたいと思ひます。

では、一応、ここで議事については終了させていただきたいと思ひます。皆さん、どうもありがとうございました。